

「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会（令和2年度）」  
開催要綱

（目的）

第1条 平成30年7月豪雨、平成30年台風21号等により、ガソリンスタンドや危険物倉庫等の危険物施設においても、浸水や強風等に伴い多数の被害が発生し、今後同様な被害が発生するおそれがある。消防庁では、「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会（令和元年度）」を立ち上げ、危険物施設の風水害対策ガイドライン（令和2年3月27日付け消防危第86号）を発出した。風水害対策の実効性を確保するためには、本ガイドラインを活用した危険物施設における迅速・的確な応急対策の確保や、AI・IoT等新技術の活用方策が課題となっている。

このため、危険物施設の風水害対策のあり方に係る検討を行うことを目的として、「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （1）危険物施設における被害の実態を踏まえた風水害対策の確立に関する事項
- （2）AI・IoT等新技術の活用方策に関する事項

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から令和3年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から実施する。